

北区公式ホームページにバナー広告を掲載しませんか？

公式ホームページは、東京都北区が管理・運営している Web サイトです。ホームページをお持ちの企業・事業所・自営業等を営む皆さん、各種情報の取得にオンラインが活用され、トップページへのアクセス数が増加している今、自社のPRに、ぜひお役立てください。

■バナー広告とは

ホームページに掲載するイラストと文字のボタンのような、帯状のグラフィック広告のことです。最近では、大手検索サイトや新聞社サイトなどでも、さまざまなバナー広告が掲載されています。チラシと異なりポスティング（配付）が不要で、北区公式ホームページに掲載されたバナー広告をクリックすると、貴社の指定するホームページに移動します。北区公式ホームページは、月間約 25 万アクセスがあるため、宣伝効果が期待できます。

■募集概要

◇掲載期間

1 カ月単位

◇掲載料金（令和 3 年 6 月～）

トップページ 1 枠（下端部の 1 カ所） 月額 20,000 円

※掲載期間が次に掲げる場合においては、掲載料の総額から当該金額を減額します。

（1）掲載期間が 6 か月以上 11 か月以下の場合は 10,000 円

（2）掲載期間が 12 か月以上の場合は 20,000 円

◇掲載位置と広告枠数

トップページ（下端部の 1 カ所に掲載することを 1 枠とする）… 18 枠

ただし、募集枠数は空き状況によります。（掲載数が規定の枠数に達している場合は、申し込みをお待ちいただく場合があります。）

◇掲載できないもの

- ・行政広報としてのホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序または善良な風俗に反するもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- ・求人募集に係わるもの
- ・その他「東京都北区広告掲載取扱要綱」に定めた掲載範囲の判断基準に基づき、ホームページに掲載することが妥当ではないと認められるものなど

◇広告掲載申請書受付期間及び広告掲載開始日

広告掲載申請書受付期間	広告掲載開始日	広告掲載申請書受付期間	広告掲載開始日
2月1日～2月28日	4月1日	8月1日～8月31日	10月1日
3月1日～3月31日	5月1日	9月1日～9月30日	11月1日
4月1日～4月30日	6月1日	10月1日～10月31日	12月1日
5月1日～5月31日	7月1日	11月1日～11月30日	1月1日
6月1日～6月30日	8月1日	12月1日～1月4日	2月1日
7月1日～7月31日	9月1日	1月5日～1月31日	3月1日

※掲載数が規定の枠数に達している場合は、申し込みをお待ちいただく場合があります。
※上記の日程が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、直後の開庁日を受付期間とします。

◇申込方法

所定の申請書に記入して、広告の原稿案及び添付書類(注)を添えて、Eメール(koukoku@city.kita.lg.jp)
又は広報課窓口(区役所第一庁舎3階1番)へお申し込みください。

※申し込みは随時、受け付けております。

※申請書は、北区公式ホームページ(<http://www.city.kita.tokyo.jp/>)からもダウンロードできます。

(注) 申請書添付書類

- 1 広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの(会社案内パンフレット等)
- 2 資格・免許等を必要とする業種については、資格または免許の写し、諸証明書の写し等の書類

◇掲載の決定

広告掲載申請書受付期間後に内容を審査し、掲載の可否についてお知らせします。なお、募集する広告掲載枠数を超えたときは選考により決定します。選考は、次の優先順位で行います。

- 1 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- 2 私企業のうち、公共的性格を有するものと区が認めるもの
- 3 上記以外の私企業及び自営業等

※同一順位の場合は、掲載期間が長い広告を優先します。

※掲載期間も同一の場合は、申込の先着順で決定します。

◇掲載料の支払い

広告掲載が決定しましたら、指定期日までに掲載料をお支払いください。なお、一度納入された掲載料は、返金いたしません。(ただし、申込者の責によらない理由で掲載しない場合は、この限りではありません。)

◇広告データの提出

掲載が決定した場合は、広告データをご提出ください。(広告データの作成費用は申込者の負担となります。北区では作成いたしません。)

規 格

- ・ GIF 形式(インターレース GIF とし、透過 GIF、アニメーション GIF は不可)
- ・ データサイズは 5KB (5,012 バイト) 以内
- ・ 横幅 150 ピクセル × 縦幅 30 ピクセル
- ・ データサイズ以内であれば減色方法やカラーパレットに関する指定はありません。

■問い合わせ

北区政策経営部広報課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 (第一庁舎3階1番)

電 話 : 03-3908-1102

Eメール : koukoku@city.kita.lg.jp